



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件).....(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課).....一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件).....(環境局環境改善部化学物質対策課).....三

○水防法による洪水浸水想定区域の指定(二件).....(建設局河川部指導調整課).....五

告示(下水)

○下水を排除及び処理すべき区域等.....六

公告

○特定非営利活動法人の認定.....六

○国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(二件).....六

○権利変換計画の変更.....七

○土地改良区役員の就退任.....七

.....(産業労働局農林水産部農業振興課).....七

告示

●東京都告示第百五十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

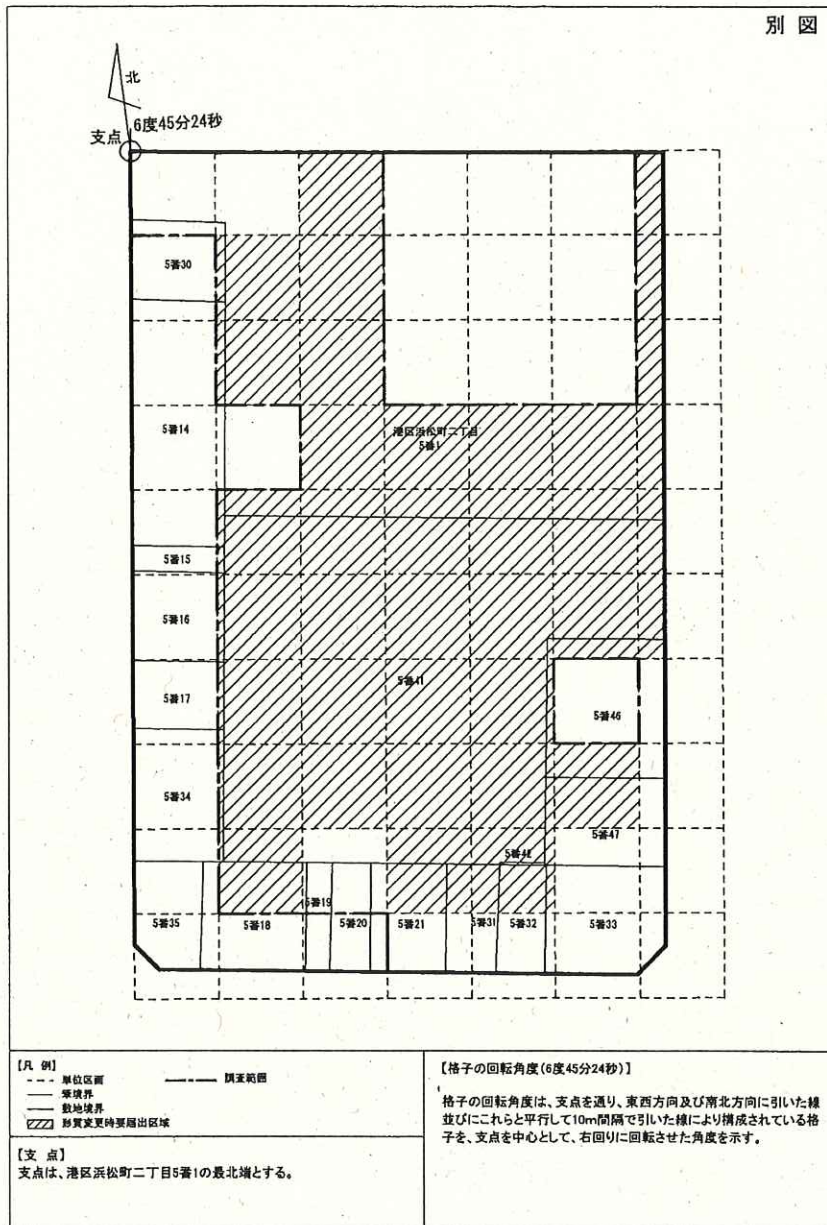
令和元年六月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第百五十八号

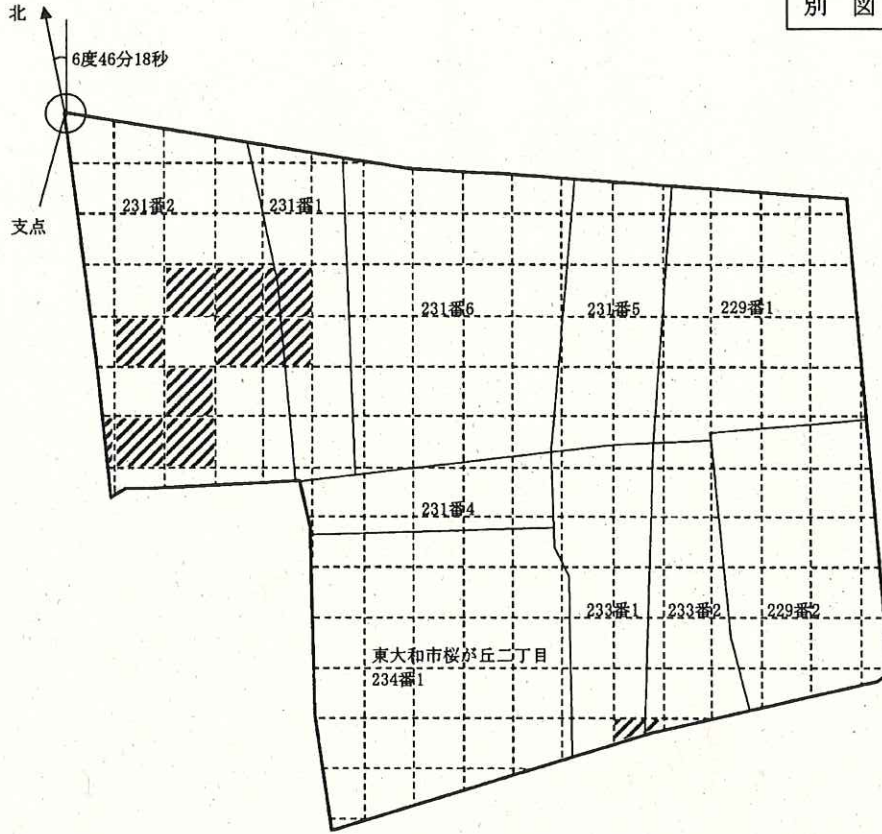
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更所要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更所要届出区域 別図のとおり(東大和市桜が丘二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度 (6度46分18秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中止として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】  
 - - - 単位区画  
 — 筆境界  
 — 敷地境界  
 ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】  
 支点は、東大和市桜が丘二丁目231番2の最北端とする。

●東京都告示第百五十九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千五百八十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (中央区八重洲二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去